

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機用水素ガス供給設備の一次減圧弁の弁箱と弁蓋フランジ接続部より水素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置のイオン交換樹脂再生用硫酸ポンプ出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	2号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（A）の点検において、入口ダンパ駆動部に動作不良（固着）が認められたため、当該装置を修理	D	
4	2号機	タービン建屋地階復水脱塩装置エリアに設置されている非常用洗浄シャワーの出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	電動機駆動消火ポンプ自動起動用差圧スイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧スイッチを点検・調整	D	
6	4号機	原子炉建屋3階原子炉冷却材浄化系ポンプ室出入口扉の内側錠に破損が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
7	4号機	制御棒駆動水圧系の定例試験において、スクラムパイロット弁空気圧力の低下を示す警報が発生したため、当該弁への空気供給圧力調整弁及び当該調節弁入口フィルタを点検・修理	D	
8	6号機	自動減圧系窒素ガス補助圧縮機（A・B）の配管フランジ接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力を確認するための現場設置の圧力指示計と中央操作室設置の圧力指示計の指示値に相違があるため、当該圧力計測回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで